

令和元年6月28日現在

機関番号：23803

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03776

研究課題名(和文) のれんの有用性に関する実証研究～日米欧比較を通じて～

研究課題名(英文) Empirical research on relevance of goodwill: Comparison of Japanese, European and U.S.

研究代表者

上野 雄史 (UENO, TAKEFUMI)

静岡県立大学・経営情報学部・准教授

研究者番号：40405147

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的はのれんの減損判断の決定要因を日本、米国、欧州の事例に基づいて検証することにある。IFRS・SFASでは、『減損テストのみ』とするアプローチが採用されている。その結果、総資産額に占める「のれん」が40%を超える企業が出始め、IFRS任意適用を行っている日本企業においても同様の傾向がみられる。近年、海外大手企業(例えばGE)において、巨額の「のれん」減損を発生させるケースが出始めている。一方で日本のIFRS適用企業においてのれんの高額な減損は確認されていない。減損時期の問題を「企業内の内部統制」「監査」と捉えるならば、「なぜ減損しないのか」について適正な説明が求められるであろう。

研究成果の学術的意義や社会的意義

のれんの実態について海外の事例に基づいて比較した点。国内において理論的な整合性の観点から、定期償却という方向が提示される一方で、主要企業はIFRS適用にシフトし、のれんの減損を意図的に回避する傾向がある。日本において任意適用としてIFRSが認められていることが、かえってのれんの定期償却目的でのIFRS適用を誘導しているのではないかと、いう可能性を明らかにした点、さらには「のれん」の減損判断の問題が、「会計基準」だけでなく、「内部統制」「監査」の問題として捉え、考えていくことの重要性を明らかにした点が貢献と考えている。

研究成果の概要(英文)：This study aimed to examine the determinants of goodwill impairment decision based on Japanese, European and U.S. data. IFRS and U.S. GAAP have shifted from depreciation and impairment approach to impairment only approach. After shifting this approach, goodwill to total assets have been rising in companies adopted U.S GAAP and IFRS. Recently, overseas leading companies (e.g. GE) recognized big impairment losses 2017 and 2018 while IFRS adopted companies in Japan don't recognized big impairment losses yet. The issue of timing of impairment recognition consisted of internal controls and auditing. Japanese companies adopted IFRS tell to their stakeholders why they don't recognize impairment losses yet.

研究分野：会計学

キーワード：IFRS のれん 減損 任意適用

1. 研究開始当初の背景

(1) 企業におけるのれんの増加

Sahut et al. (2011)は、2011年までのEU域内における「のれん」の傾向を調査し、総資産に占める「のれん」の割合は、IFRS適用前の2005年時点において10.67%、適用後の2011年において13.18%になっていることを報告している。この結果に基づけば、「のれん」の額はそれほど大きく増加していないようにも思われる。しかしながら、「のれん」の計上は個別性が強く、M&Aを企業戦略の手段として積極的に行う企業では、その割合は増加する傾向にある。

例えば、海外企業の事例で言えばM&Aを頻繁に行うIBMにおいては2013年12月末時点の総資産に占める「のれん」の割合は24.7%、HP(ヒューレット・パカード)で、29.5%に達している。近年、日本でも海外戦略の一環として海外の企業を買収する事例が多くなっている。例えば、日本たばこ産業(JT)、武田薬品工業は、豊富な資金力を背景に海外の企業を次々に買収し、その結果として、総資産に占める「のれん」の割合は2014年3月末時点において34.0%、17.8%までに達している。これらの企業では、IFRSもしくは米国基準(U.S.GAAP)において、「のれん」が非償却となる前は、資産に占める「のれん」は10%以下であった。これらの企業では、米国会計基準もしくはIFRSを採用し、「のれん」の償却を行う必要が無い。つまり、減損損失が計上されない限り、「のれん」の額は増加していくことになる。

(2) ESMA レポートと FASB、IASB の動向

『のれんの計上額増加は、企業経営者の意図的な減損損失の回避によるものではないか』とするレポートが、欧州証券市場監督局(ESMA)により2013年1月に公表された。ESMAは、2011年に一定額の取得のれんを計上している欧州の235社を対象とした調査を行った。その結果、欧州圏でのソプリリスクの高まりにより株価が急落した状況下にも係らず、認識された減損損失はたったの5%(7,900億ユーロのうち認識された減損損失は400億ユーロ)であった。この結果に基づき、ESMAは、「のれん」の会計処理に問題があることを指摘している。こうした動向と連動するようにFASBは、2014年1月に非公開会社に対して「のれん」の定額償却(10年以内)を含めた簡易的な代替的な会計処理を認め、公開会社についても、減損手続きの簡素化も含めた、「のれん」の見直しの検討を開始した。IASBは2013年11月からIFRS3「企業結合」の再検討を開始し、「のれん」の償却も含めて会計手続きに関する再検証を行っている。

2014年7月、我が国の会計基準設定主体であるASBJは欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)およびイタリア会計基準設定主体(OIC)との共同ディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいか」と題するディスカッション・ペーパーを2014年7月に公表した。これはIASBの再検討開始に応じたものであり、「のれん」および減損テストの恣意性の問題を指摘し、「のれん」の償却を再導入すべきであるとする結論に達している。

(3) 先行研究からの示唆~対立する結論~

「のれん」の会計処理について、減損テストのみとするか否かに対しては、実証分析の中では意見が分かれている。ここでは、比較的最近(2011年以降)の先行研究を上げる。

Li et al. (2011)やLee (2011)は、減価償却を行うことは、「のれん」の額に対して企業経営者によるバイアスを加えることになるので望ましくなく、予測情報としては、「のれん」は償却せず、減損テストのみとした方が情報価値は高いと、IFRS3の適用前と適用後のデータの比較を通じて結論付けている。その一方で、Bens et al. (2011)は現行の「のれん」の減損のみとするアプローチ、公正価値による測定に恣意性があることを問題視し、減損損失と将来リターンとの関係は弱い(つまり価値関連性が乏しい)と、結論付けている。またHamberg and Beisland(2014)では、スウェーデンのデータを通じて減損のみとするアプローチにより情報価値が低下したとする結論を提示している。これはLi et al. (2011)やLee (2011)と全く逆の結果である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、のれんの減損の判断の決定要因を日本、米国、欧州の事例に基づいて検証することにある。現行のIFRS・SFASでは、取得のれんは『減損テストのみ』とするアプローチが採用されている一方で、我が国では、『20年以内での定期償却と減損テスト』とするアプローチが採用されている。こうした中で、主要企業においてバランスシート上に占めるのれんの割合が大きく、企業によっては資産合計の40%以上を占めるまでになっている。のれんの減損判断が企業業績、企業評価を左右するようになっており、その決定要因について検証を行い、あるべく会計基準、監査、内部統制のあり方について考えることが急務となっている。

3. 研究方法

日米欧の企業データに基づく事例分析ならびに文献調査を行った。具体的には、Dow30 種平均、FTSE100 の時価総額上位、日本企業で時価総額上位 30 社の内、IFRS 採用企業と米国基準などを事例に、「のれん」の減損状況を調査した。

4. 研究の成果

本研究の目的は、のれんの減損の実態を日本、米国、欧州のデータを用いて検証することであった。現行の IFRS・SFAS では、取得のれんは『減損テストのみ』とするアプローチが採用されている一方で、我が国では、『20 年以内での定期償却と減損テスト』とするアプローチが採用されている。こうした中で、主要企業においてバランスシート上に占めるのれんの割合が大きく、企業によっては資産合計の 40%以上を占めるまでになっている。直近の事例調査では、以下の傾向があることが分かってきている。

(1) 海外の大手企業（例えば、GE）において、巨額の「のれん」減損を発生させるなど、巨額減損が生じるケースが欧米において目立ち始めた。

(2) 一方で、日本の IFRS 適用企業において今のところ、大幅なのれん減損は確認されていない。

のれんの減損時期についての問題は、「企業内の内部統制（ガバナンス）の問題」「監査の問題」「会計基準の問題」に集約される。この問題のアプローチとして、内部統制の問題である、もしくは監査の問題である、と考え、減損の厳格化を求める方向性に既にある。

日本の IFRS 適用企業の多くの企業は、企業価値（株価ベースでの）を伸ばすことに苦戦しており、M&A（企業結合）による成果を出せていないのではないかと、減損の先送りをしているのではないかと、という疑問が残る。

こうした状況の中、2018 年に IASB がのれんの会計処理の見直し（定期償却を行う方向に舵を切る）という事を印象付ける報道がなされたが、現在のところ、のれんを定期償却する方向性にはなく、この点については、日本の報道各社のミスリーディングといえる。のれんの減損タイミングについての問題は、「企業内の内部統制（ガバナンス）の問題」「監査の問題」「会計基準の問題」に集約される。この問題のアプローチの仕方として、内部統制の問題である、もしくは監査の問題である、と考え、減損の厳格化を求める方向性に既にあると考えられる。とするならば、今後、問われるのは、内部統制上の問題（「のれん」関連情報のディスクロージャーのあり方を含む）、監査の問題、さらに監査人と監督官庁（日本でいえば、金融庁、アメリカで言えば SEC）の対応が問われることになってくるであろう。少なくともこの数年以内に、のれんの定期償却が行われる、という状況にはなりえないと考えられる。積みあがってくるのれんへの対応について、日本の IFRS 適用企業は、なぜ減損しないのか、という事について適正な説明が必要になる。

今後、問われるのは、内部統制上の問題（「のれん」関連情報のディスクロージャーのあり方を含む）、監査の問題の対応が問われることになってくるであろう。日本の IFRS 適用企業も、なぜ減損しないのか、という事について適正な説明が求められることになっていくであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

・内野三四朗との共著「のれんの減損実態に関する日米欧のデータに基づく比較」『経営分析研究』2016 年、第 32 号、85-92。(*研究ノート)

・“Comparison of the Goodwill impairment situation from Japan, European, and U.S. Data,” The Proceeding of the 1st international conference of Economics, Business and Accounting, (Padang, Indonesia), 2016, pp.1-15.

・「レギュラトリーサイエンスから金融規制の基準値の根拠を探る」『経営論集（明治大学）』265 巻第 1 号、2018 年、115-128 頁。

・「生命保険会社の海外事業展開とその課題」『生命保険論集（生命保険文化センター）』 2017 年、133-154 頁。

〔学会発表〕(計 3 件)

・内野三四朗との共同発表「のれんの減損実態に関する日米欧のデータに基づく比較」日本経営分析学会秋季大会、2015 年 11 月 14 日、関西学院大学。

・“Comparison of the Goodwill impairment situation from Japan, European, and U.S. Data,” the 1st international conference of Economics, Business and Accounting, (Padang, Indonesia), 2016 年 9 月 21 日。

・「財務報告においてリスク情報をどのように表示、開示すべきか～オンバランスされる情報とそうでない情報の概念整理」日本リスク研究学会 2017 年度研究大会、2017 年 10 月 29 日、滋賀大学。

〔図書〕(計1件)

「M & Aの会計戦略」佐久間 信夫・中村公一・文堂弘之編著『M & Aの理論と実際』、文眞堂、100-112、2017年。

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。